

東京都港区邦楽邦舞連盟会則

第1条(名称) 本会は、東京都港区邦楽邦舞連盟と称する。

第2条(目的) 本会は、東京都港区における邦楽界の普及振興と芸能技能の向上をはかるとともに、各会派を超えた会員相互の親睦・交流に寄与することを目的とする。

第3条(事務局) 本会の事務局は、代表理事宅に置く。運営、事務、企画、会計については非会員に委託することができる。

第4条(事業) 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 発表会、演奏会の開催
2. 技能研修会、研究会の実施
3. 会員の公演への後援
4. 東京都港区の文化芸術事業への協力、参加並びに提案
5. 東京都港区の国際文化交流事業への協力、参加並びに提案
6. 他の文化芸術団体の行う文化芸術事業への協力、参加
7. 学校教育における、伝統音楽学習への協力
8. その他、目的達成のための事業

第5条(会員) 本会の会員は次の者とする。

1. 会員・・・本会の趣旨に賛同し協調性を持って本会の運営に賛同する者で、各会流派の指導者(名取)以上の資格を有し、東京都港区内に居住する者、または東京都港区内に日常的に稽古場を有する者で、常任理事会の協議を経て代表理事の承認を得た者。
2. 賛助会員・・・本会の趣旨に賛同する者で、理事会で承認を得た者。

第6条(入会等手続・会員資格) 本会に入会を希望する者は、所定の書式に必要事項を記入し代表理事へ提出しなければならない。

- (2) 本会に入会を希望する者は、会員1名以上の推薦を受けなければならない。
- (3) 退会・休会する者は文書をもって代表理事へ届を提出しなければならない。
- (4) 会費を所定の期日までに納入しない者は会員の資格を当然失う。
- (5) 本会の趣旨に反した者、本会の信用、名誉を著しく貶めた者及び公序良俗に反した者、本会の他の多数の会員と協調性を欠く者、本会の運営に支障をきたすと合理的に判断される者は常任理事会の議決により退会を勧告され、会員の資格を失う。
- (6) 資格を失った者は当然退会となる。

第7条(役員) 本会は、会員の中から次の役員を置く

役員名		人数	選出方法	主な任務	兼任・任期
常任理事役	代表理事	1名	常任理事会 (発起人)	本会を統括し、代表する 会務を企画し、会議の決定事項を執行する 常任理事役ならびに書記・会計を統括する	任期は会計年度に 同じ、ただし後任が 選出されるまで任 務を継続する。 再任は妨げない
	専務理事	1名	常任理事会 (発起人)	代表理事を補佐し、代表理事に事故あると きは代行する 会務を企画し、会議の決定事項を執行する	
	常任理事	若干名	常任理事会 (立上げ会員)	会務を企画し、会議の決定事項を執行する	
理事		若干名	常任理事会	常任理事会の諮問事項を審議する	
監事		3名以内	後任監事は監 事の合議	運営、会計に関し監査する	他の役員と兼任で きない。 任期は会計年度に 同じ、ただし後任が 選出されるまで任 務を継続する。 再任は妨げない
特別顧問・顧問		若干名	常任理事会	会務に助言をする	他の役員と兼任で きない 任期は定めない

- (2) 専務理事、常任理事が任期途中で事故ある場合、他の常任理事役が協議の上、新たな専務理事、常任理事を任命することができる。その場合、新たに任命された専務理事、常任理事の任期は、事故ある専務理事、常任理事の残りの任期とする。
- (3) 監事が任期途中で事故ある場合、任期中の監事が協議のうえ新たな監事を任命する。その場合新たに任命された監事の任期は、事故ある監事の残りの任期とする。
- (4) 常任理事会は、書記・会計人を選定する。
- (5) 書記は、常任理事会に出席する。
- (6) 第4条の事業を達成するために、その都度実行委員会を組織することがある。その場合その事業ごとに担当者を選定することがある。

第8条(会議) 本会は次の会議を置く

会議	議決権者	主な任務	会議の長(招集者)	招集方法
理事会	・常任理事役 ・理事	・常任理事会の諮問事項を議決する	代表理事	・代表理事が適宜招集する ・役員は代表理事に招集を請求することができる
常任理事会	常任理事役	・総会、理事会および常任理事会の議決事項の執行 ・会則に定める事項の執行 ・本会の企画、運営	代表理事	・代表理事が適宜招集する ・専務理事、常任理事は代表理事に招集を請求することができる
監事会	監事	・運営、会計の監査	(長は置かない)	・監事が適宜参集する

(2)(会議の議題と議決方法)

会議	議題		議決方法
理事会	全般事項	常任理事会の諮問事項を審議する	出席理事の過半数で答申する
常任理事会	会員資格事項	・理事を選出する ・会員の入会、退会、休会および資格に関する事項	出席常任理事役の過半数
常任理事会 監事会	重要事項	・常任理事役の選出 ・活動案、予算案 ・会則の改廃、制定に関する事項 ・運営、企画について非会員に委託する事項 ・その他、代表理事の指定する事項活動案、予算案 ・会則の改廃に関する事項	出席常任理事役の過半数
	一般事項	・活動報告、決算の承認 ・予算執行を伴わない事項 ・監査報告の承認 ・その他、重要事項以外の事項・会員資格事項	出席常任理事役の過半数
	運営、会計に関する 監査事項	・監事の合議	

第9条(会計) 本会の会計は次のとおりとする

1. 収入は会費、事業収入、補助・助成金、寄附、金利とする。
2. 支出は事業費、加入団体への会費等、広報費、会議費、交通・通信費、文書文具費、交際費弔意金謝礼等、送金費用。
3. 会費金額は会員年額3,000円、賛助会員年額2,000円とし、納入期日はその会計年度の5月末日迄とする。休会会費金額は年額の半額とする。
4. 新規会員は入会月末までに当該年度の年会費全額を支払うものとする。
5. 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
6. すでに納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。
7. 会計に関する細則は別途定める。

第10条(特別会計) 第4条の事業を達成するために、その都度実行委員会を組織することがある。その場合その事業ごとの特別会計を制定することがある。

第11条(監査) 役員は、監事から監査の目的で執行状況の説明を求められたときは応じなければならない。また、必要な資料、帳票類を提示しなければならない。

附則

1. この会則は本会発足時の暫定会則であり、発足後1年以上を経過した最初の常任理事会で、会則の改廃を協議し制定しなければならない。
2. 本会の設立時の会計年度は、設立時から最初に到来する3月31日までとする。
3. 設立時加入会員は、設立時の翌月末日まで初年度年会費を全額納付しなければならない。
4. 本会則は平成27年6月2日に制定し、平成27年7月17日から施行する。

《会計細則》

第1条 本会の金融機関口座は郵貯銀行に開設する。

第2条 貯金口座の振替受払書類は会計が管理する。

第3条 会計は会計帳簿を付けなければならない。

第4条 出金は代表理事の許可を得る。

第5条 出金があった場合、領収者から領収書等の交付を受けねばならない。

第6条 申し出がある時は直ちに会計帳簿を開示しなければならない。

第7条 本会計は本会の運営のみに利用する。

第8条 金銭の扱いは厳正且つ合理的に処理されなければならない。

附則

1. 本細則は平成27年6月2日に制定し、平成27年7月17日より施行する。